

要安全確認計画 記載建築物

耐震改修設計助成
耐震改修工事助成

補助対象 耐震診断の結果「安全な構造でない」と診断され、
「耐震診断の結果の報告書」により、市に報告を行った建築物

- 耐震改修促進法第7条第1号、第2号に規定する建築物
※国、地方公共団体その他公の機関が所有する部分を除きます。

補助金額

耐震改修設計 以下のいずれかのうち低い金額

- 耐震改修設計費用の5/6以内
- 500万円

耐震改修工事 以下のいずれかのうち低い金額

- 耐震改修工事費用の11/15以内
- 6,050万円

【新設】占有者(賃借人・区分所有者)の専有部分で耐震改修工事が行われる場合
6,050万円+35万円×当該占有者数

※賃貸借契約期間など条件があります。

- 延べ面積による改修費用の11/15以内
・別途、床面積による上限があります。

耐震改修工事監理 以下のいずれかのうち低い金額

- 耐震改修工事監理費用の5/6以内
- 500万円 - 耐震改修設計助成金額(差額)

※予算に限りがあるため、詳しくは耐震化支援課までお問い合わせください。

お問い合わせ先・申請先

名古屋市住宅都市局 耐震化支援課

TEL | 052-972-2773 FAX | 052-972-4179
〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1(市役所西庁舎3F)



名古屋市 要安全

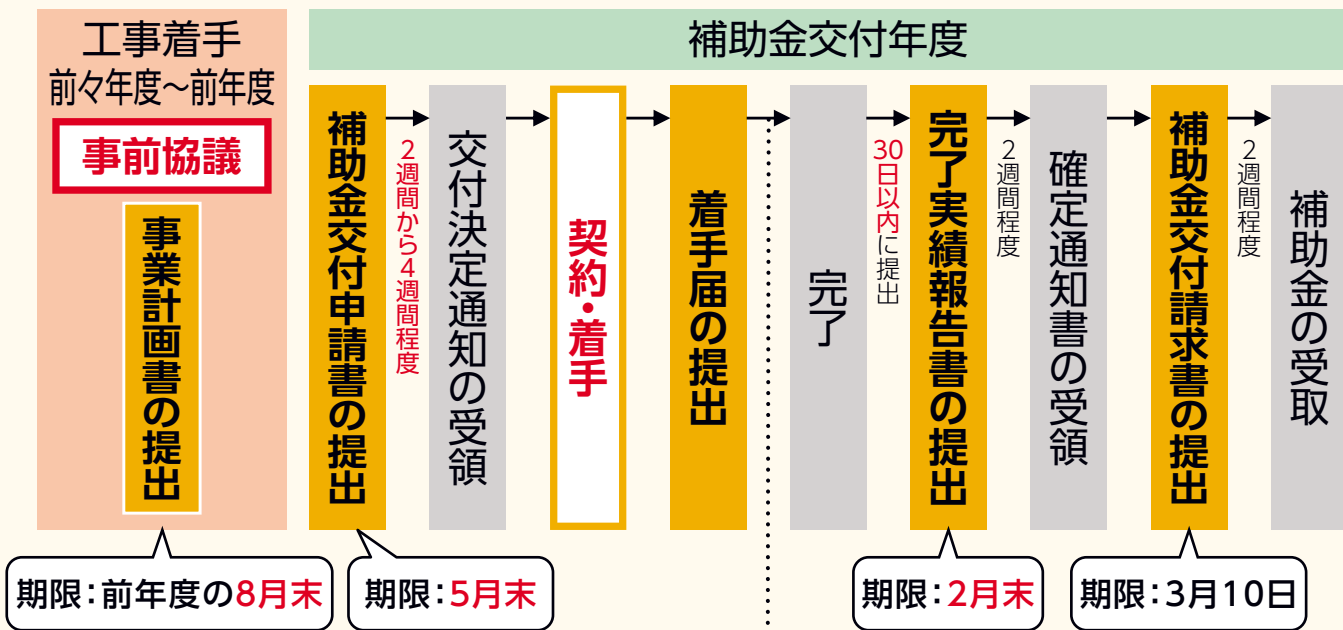
検索

◎申請様式は、ダウンロードできます

耐震改修工事補助金交付の流れ

複数年にわたる場合は手続きが通常と異なるため、耐震化支援課までお問い合わせください。

耐震改修工事補助金の交付には、**工事着手の前年度までに事業計画書の提出が必要です。**



設計の場合: 耐震改修計画の認定等*の取得が必要です。

工事の場合: 工事途中で中間検査に伺います。

*耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定、評定又は建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築確認

交付申請に必要な書類	設計	工事
① 補助金交付申請書【様式第1号】【様式第2号】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 見積書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 内訳書、拾い書(数量がわかる図面)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 建築士免許証の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 建設業許可証の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 「耐震診断の結果の報告書」の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦ 案内図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧ 耐震診断結果表(現状及び耐震改修後のIs値等が確認できるもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨ 耐震改修計画の評定通知書等の写し、認定通知書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩ 現状の意匠図、面積表、構造図、建築設備図 等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪ 改修工事の内容がわかる図面	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑫ 建築物の外観写真(撮影位置、方向を示した図面も添付)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑬ 施工予定箇所が確認できる写真(撮影位置、方向を示した図面も添付)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑭ 登記事項証明書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑮ その他議決、納税に係る書類等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

の書類が必要です。その他、追加書類を求める場合がありますので、お問い合わせください。

代理受領制度

工事費等と補助金の差額分のみご用意すればよく、**当初の費用負担が軽減**できる代理受領制度がご利用いただけます。詳しくは、耐震化支援課までお問い合わせください。

融資制度

お問い合わせ先: 住宅金融支援機構 東海支店 TEL:052-971-6900(代表)

税金の控除や減額

所得税の特別控除・住宅ローン減税(お問い合わせ先: 税務署)や、固定資産税の減額(お問い合わせ先: 市税事務所)